

発議案第14号

介護保険法改定の取り下げを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年6月15日

八千代市議会

議長 林 利彦 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子	㊟
賛成者	八千代市議会議員	小林恵美子	㊟
	同	中村健敏	㊟
	同	皆川知子	㊟

提案理由

国に対し、「軽症者」を切り捨て、制度をさらに改悪する介護保険法改定の取り下げを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

介護保険法改定の取り下げを求める意見書

今国会に提出されている介護保険法改定案では、市町村の判断で要支援者へのサービスを予防給付から、新設される「介護予防・日常生活支援総合事業」に置きかえることで、保険給付の対象から外そうとしている。これは、介護保険からの給付費を削減し国の負担を減らすのが目的であり、介護の必要な人々の権利を奪うものであるとともに、介護保険を一層改悪するものにほかならない。そもそも、介護保険制度は「介護の社会化」を掲げ2000年に創設されたが、発足時から介護施設の不足やサービス体制の不備が指摘されていたにもかかわらず、社会保障費を削減し続けてきた現実がある。

その結果、公的介護の必要な高齢者は年々ふえ続けているのに、特別養護老人ホームが不足し、本市だけでも待機者は300人を超え、「老老介護」や「介護のために仕事をやめた」など、家族の負担も深刻さを増している。

年齢を重ねると、だれでも病気にかかりやすくなり、日常生活が不自由になる。「軽度者」への対策を重視することは、重症化を防ぎ、認知症や寝たきりを予防することになるのである。症状が軽いからと保険給付の対象から除外し、介護保険制度をさらに安上がりな事業へと後退させることは許されるものではない。

介護の必要な人に公的な介護を保障することは、国と社会の責任なのである。

よって、本市議会は国に対し、「軽症者」を切り捨て、制度をさらに改悪する介護保険法改定は取り下げよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月23日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様